

重要事項説明書

1：事業者の概要

(1) 提供できるサービスの地域と指定番号

事業者名	医療法人 雄邦会
所在地	佐賀県武雄市朝日町大字中野 11296 番地 1
施設長	黄 泰奉
電話番号	0954-26-0311
FAX番号	0954-23-6860
サービスの種類	施設サービス
事業者指定番号	4150680025
サービス提供地域	武雄市・杵島郡・伊万里市・嬉野市・多久市・西松浦郡・鹿島市・佐賀市・小城市・唐津市等 *上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

2：事業の目的及び運営方針等

- (1) 介護老人保健施設の従業者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- (2) 入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努める。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3：施設の概要

(1) 敷地及び建物

建物	敷地	9228.34㎡
	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	4095.81㎡
	利用定員	入所80人・デイケア50人

(2) 居室

居室の種類	室数	面積
個室	(20) 室	208.56㎡
2人部屋	(6) 室	107.50㎡
4人部屋	(12) 室	413.22㎡

(3) 主な設備

設備の種類	室 数 等	面 積
食 堂	2 室	1 8 6 . 1 4 m ²
機能訓練室	1 室	1 0 7 . 6 2 m ²
一般浴室	1 室	8 2 . 0 5 m ²
機械浴室	特殊浴槽	2 台
診 察 室	1 室	1 2 . 8 3 m ²
デイルーム (3 F)	1 個所	8 3 . 2 3 m ²

4 : 職員体制 (主たる職員)

(令和 年 月 日現在)

職 種	員数	実員数	区分	職 務 内 容
医 師	1 人		常勤	入所者の保健衛生及び医療に関する業務に従事する
看 護 職 員	8 人以上		常勤	医師の指示により入所者の保健衛生に関する業務補助に従事する
介 護 職 員	20 人以上		常勤	入所者の介護に従事する
作 業 療 法 士 理 学 療 法 士 言 語 聴 覚 士	1 人以上		常勤	医師の指示により入所者の機能回復に関する業務に従事する
介護支援専門員	1 人以上		常勤	施設サービス計画の作成に関する業務等に従事する
支 援 相 談 員	1 人		常勤	入所者の生活指導及び要望又は苦情相談の業務に従事する
管 理 栄 養 士	1 人		常勤	入所者の栄養管理に従事する
薬 剤 師	1 人		非常勤	薬の調剤、薬歴管理に従事する
事 務 職 員	3 人		常勤	施設の事務に従事する

5 : サービスの内容

(1) 法定給付サービス

種 類	内 容
健康管理	・ 医師による診察時間を設け、心身の健康管理を致します。また、必要ある場合、協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
機能訓練	・ 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・ 当施設の保有するリハビリ器具⇒低周波治療器・平行棒・ホットパック等
食 事	・ 管理栄養士の献立表により、栄養のバランスの良い、衛生的な食事が安心して、お召し上がりいただけます。 ・ 食事は原則として食堂で食べていただけるように配慮します。

口腔ケア	・利用者の状況に応じた口腔ケアを毎食後行い、口腔内の衛生を保ち、口腔疾患の予防に努めます。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・入浴前に入浴が可能かどうか、血圧測定、検温、脈拍などの健康チェックを必ず、行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、入浴装置を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回行います。
社会生活上の便宜	・必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
相談及び援助	・利用者及びご家族からのご相談について、誠意を持って対応し、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(2) 法定給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	・第2月曜日理髪・美容サービスをご利用頂けます。

6：利用者負担金

(1) 法定給付サービス分

(1日あたり)

① 施設サービス費

	多床室	個室
要介護1	793円	717円
要介護2	843円	763円
要介護3	908円	828円
要介護4	961円	883円
要介護5	1,012円	932円

② 在宅復帰支援機能加算Ⅰ 51円 (加算型に該当する場合のみ算定)

③ サービス提供体制加算Ⅰ 22円

④ 介護職員等处遇改善加算Ⅰ 月額介護保険負担分に7,5%

⑤ 夜勤体制加算 24円

⑥ 初期加算 (Ⅰ) 60円 (Ⅱ) 30円 (入所後30日まで)

⑦ 短期集中リハビリテーション加算 (Ⅰ) 258円 (入所後3カ月まで)

※下記の別途料金（加算）がかかる場合があります。

「認知症ケア加算」（３階療養棟を利用される方に限ります。）

「治療食加算」（治療食を提供される方）

「科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）」「安全対策体制加算」

「自立支援促進加算」「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）（Ⅱ）」

「認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）（Ⅱ）」「褥瘡マネジメント加算」

「排せつ支援加算」「口腔衛生管理加算」「認知症行動・心理症状緊急対応加算」

「外泊時費用算定」「経口移行加算」「経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）」

「在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）」「地域連携診療計画情報提供加算」

「ターミナルケア加算」「若年性認知症利用者受入加算」「再入所時栄養連携加算」

「入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（Ⅱ）」「かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰイ）（Ⅰロ）（Ⅱ）」

「緊急時治療管理加算」「所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）」「退所時情報提供加算（Ⅰ）（Ⅱ）」

「高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）」「退所時栄養情報連携加算」

「協力医療機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）」「生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）」

「新興感染症等施設療養費」

「高齢者虐待防止措置未実施減算」「業務継続計画未策定減算」等があります。

※H27年8月1日より介護保険負担割合が2割の方は2割負担となります。

※H30年8月1日より介護保険負担割合が3割の方は3割負担となります。

（２）法定給付外サービス分

①居住費・食費

（１日あたり）

種 別	居 住 費		食 費
	多床室	従来型個室	
第１段階	０円	５５０円	３００円
第２段階	４３０円	５５０円	３９０円
第３段階①	４３０円	１，３７０円	６５０円
第３段階②	４３０円	１，３７０円	１，３６０円
第４段階	４３７円	１，７２８円	１，６００円

※食事内訳：朝食４４０円、昼食５９０円、夕食５７０円

②その他の料金

種 類	利 用 者 負 担 金
日用品	１日につき２５０円
家電製品持込み料	１品につき１日５５円
理髪・美容	実費（１，５００円）
洗濯料	１回につき５５０円
インフルエンザ予防接種	実費相当額
エンゼルケアセット（薬剤）	３，０００円
エンゼルケア浴衣	２，５００円

※使用された場合のみ

7：利用者負担金のお支払い方法

当施設は、利用者及び身元引受人等が指定する送付先に対し、前月料金の合計の請求書及び明細書を翌月15日までに送付します。利用者及び身元引受人等は連帯し、その月の末日までにお支払いください。お支払い方法は、口座引落し・口座振込・現金支払いがあります。

入所契約時にお選びください。入金確認後、領収証を発行します。

8：協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- | | | |
|-----------|------|---------------------|
| ・協力医療機関 | ・名 称 | 特定医療法人 祐愛会 織田病院 |
| | ・住 所 | 佐賀県鹿島市大字高津原4306 |
| | ・名 称 | 医療法人 整肢会 副島整形外科病院 |
| | ・住 所 | 佐賀県武雄市武雄町大字富岡7641-1 |
| ・協力歯科医療機関 | ・名 称 | 医療法人 広瀬歯科医院 |
| | ・住 所 | 佐賀県武雄市朝日町大字甘久1544-2 |

9：当施設ご利用にあたっての留意事項

面 会	面会の際には、必ずその都度職員に届出ください。
外 泊	事前に文書により申し出て下さい。医師の許可が必要です。
施設の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。
喫煙・飲酒	当施設は禁煙です。喫煙は決められた場所以外ではできません。 飲酒もできません。
迷惑行為など	騒音など他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
現金の管理	現金、預貯金、その他、財産の管理運用は行いません。
外泊時等の施設外での受診	必ず施設へご連絡ください。

10：非常災害対策

非常時・災害時には別途に定める消防計画に沿って、年2回以上、定期的に避難・救助・初期消火その他必要な訓練を行います。

防災設備 スプリンクラー、消火栓、自動火災報知機、斜降式救助袋、非常通報装置等

1 1 : 苦情相談窓口 (要望又は苦情等の申出)

当施設には、支援・相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

窓口担当者： 青木ちえ子・野田美沙・富永隆広・川内理恵子・山口真由美
(支援相談員)

ご利用日時：月曜日～金曜日（午前8時30分から午後5時30分まで）

ご利用方法：電 話 0954-26-0311

F A X 0954-23-6860

ご意見箱は1フロビーに設置し、面談は相談室等を使用します。

その他窓口：佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険係

佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館

電 話 0952-26-1477

杵藤広域市町村圏組合 介護保険事務所 総務管理係

鹿島市大字中村917番地2

電 話 0954-69-8222

武雄市役所 福祉部 健康課

武雄市武雄町大字昭和12番地10

電 話 0954-23-9135

1 2 : 事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合、速やかに家族又は緊急連絡先・市町村へ連絡するとともに、施設長又は主治医に指示を得るなど必要な措置を講じます。

1 3 : 個人情報の利用

当施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を定めます。（別紙1参照）

1 4 : 施設内感染症について総合対策

当施設では、食中毒、インフルエンザ対策等の感染症予防について、総合対策を推進していますので、ご協力をお願いします。

(1) 飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

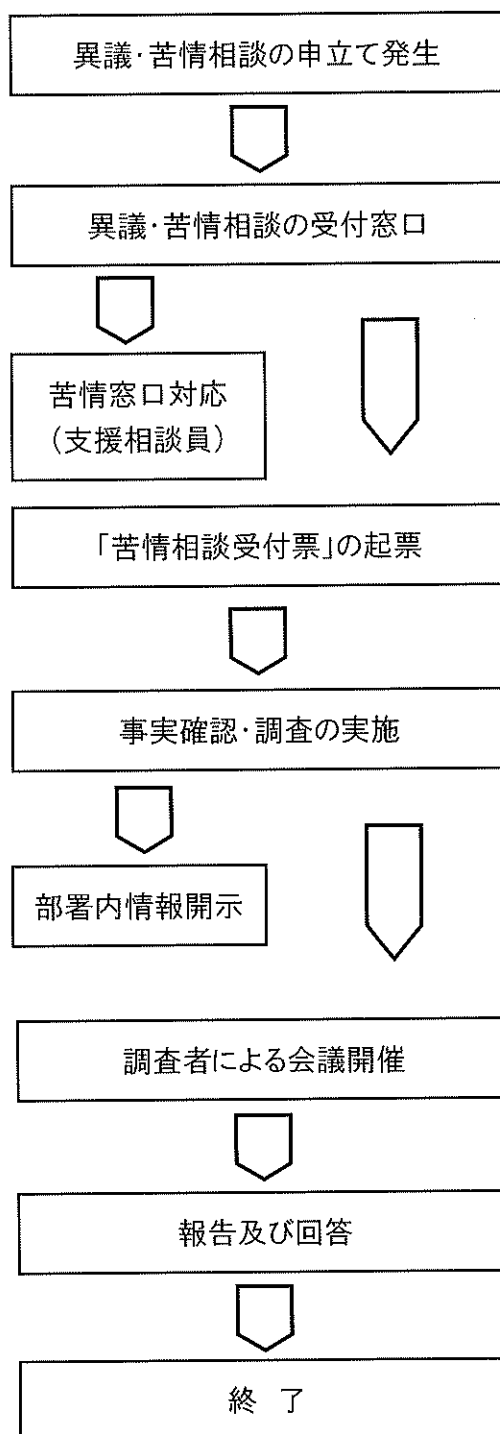
①刺身などの生もの

②生クリーム・生菓子類

③大量の菓子等

(2) 当施設の玄関に専用の消毒剤を設置していますので、手指消毒を行ってください。

苦情解決の流れ



問合せなどの軽易な事項は窓口にて対応する。

支援相談員は一時対応及び二次対応の状況や申し立て者の反応をもとに「苦情相談受付票」を発行する。

支援相談員は苦情発生に至った経過などの情報を入手するために調査を実施し、問題解決を図る。

「苦情相談受付票」を部署内に回覧し職員間で情報を共有化し再発防止に取り組む

苦情解決責任者である施設長は苦情の継続性について判断する。

継続性がある場合は継続して苦情申し立て者に対しての対応を行なう。

個人情報の利用目的

令和 6 年 8 月 1 日現在

介護老人保健施設たんぽぽでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事務等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －国の機関若しくは市町村又はその委託を受けた者が行う調査等への協力（氏名、住所、生年月日、介護保険被保険者番号、介護度、現状等）